

# 次世代林業基盤づくり交付金交付要綱

〔平成25年5月16日付け25林政政第174号〕  
農林水産事務次官依命通知  
最終改正：平成28年4月1日付け27林政経第331号

## （通則）

第1 次世代林業基盤づくり交付金（以下「交付金」という。）の交付については、次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## （交付の目的）

第2 交付金は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）の基本理念の実現に向けて、地域の持つ力を最大限に引き出しつつ、間伐材等の安定供給の確保、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、需要に応じた木材の安定供給体制の構築に向けた間伐材等の供給力の強化、森林・林業の再生の基盤となる施設・機械の整備等を支援することを目的とする。

## （交付の対象及び補助率）

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県又は市町村（以下「地方公共団体」という。）が行う次世代林業基盤づくり交付金事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。  
2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表1に定めるところによる。

## （流用の禁止）

第4 別表1の区分の欄に掲げるⅠ、Ⅱの1及びⅡの2の交付金については、それぞれ相互に流用をしてはならない。

## （申請手続）

第5 地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づき、別表1の区分の欄に掲げるⅠの事業（以下「システム構築事業」という。）にあつては別紙様式第1号-1、別表1の区分の欄に掲げるⅡの交付金に係る事業（以下「基盤づくり交付金事業」という。）にあつては別記様式第1号-2による交付申請書正副2部を大臣（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。  
2 地方公共団体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地

方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第6 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第7 大臣は、第5第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、地方公共団体に交付金交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8 地方公共団体は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 地方公共団体は、次の各号の一に該当するときは、システム構築事業にあつては別記様式第2号-1、基盤づくり交付金事業にあつては別記様式第2号-2による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。
- (2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。
- (3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（軽微な変更）

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表1の区分に応じ定められた重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第11 地方公共団体は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12 適正化法第12条の規定に基づく交付金事業の遂行状況報告は、交付金の交付決定に係る年度の9月30日現在においてシステム構築事業にあつては別記様式第3号-1、基盤づくり交付金事業にあつては別記様式第3号-2により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の10月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、地方公共団体に対して当該交付金事業の遂行状況報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第13 地方公共団体は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、システム構築事業にあつては別記様式第4号-1、基盤づくり交付金事業にあつては別記様式第4号-2による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第5第2項のただし書により交付の申請をした地方公共団体は、前項の報告書を提出するに当たって、第5第2項ただし書きに該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項のただし書により交付の申請をした地方公共団体は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、システム構築事業にあつては別記様式第5号-1、基盤づくり交付金事業にあつては別記様式第5号-2による消費税等相当額報告書を速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第14第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第14 大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、交付事業者に通知する。

2 大臣は、地方公共団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (交付決定の取消等)

第15 大臣は、第9の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 地方公共団体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 地方公共団体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 地方公共団体が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第16 地方公共団体は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第17 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

3 地方公共団体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 第16第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (交付金の経理)

第18 地方公共団体は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 地方公共団体は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 地方公共団体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳そ

の他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第19 地方公共団体は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別金額を明らかにする別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際の付すべき条件)

第20 地方公共団体は間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、地方公共団体は、地方公共団体以外の間接補助事業者に交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争等に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第8号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(経過措置)

第21 森林・林業・木材産業づくり交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19林政政第735号農林水産事務次官依命通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、旧通知に基づいて平成24年度までに実施された事業並びに平成24年度から繰り越された事業で平成25年度以降に実施されるものに係る報告等に関する規定については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成27年4月9日付け26林政経第272号農林水産事務次官依命通知による改正前の本要綱に基づいて平成26年度までに実施された事業並びに平成26年度から繰り越された事業で平成27年度以降に実施されるものに係る報告等に関する規定については、なお従前の例とする。

附則

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて平成27年度までに実施された事業及び平成27年度から繰り越された事業で平成28年度以降に実施されるものに係る報告等に関する規定については、なお従前の例とする。

別表1（第3、第4、第10関係）

区 分	経 費	交 付 率	重要な変更
			経費の配分の変更
I 次世代木材生産・供給システム構築事業（森林整備・林業等振興整備交付金） （1）伐倒・搬出 （2）路網整備	1 事業費 実施要綱に基づいて別表2のIに掲げる事業を行うのに要する経費 2 附帯事務費 （1）都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 （2）市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	1 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 2 附帯事務費については、定額（1/2以内）	区分の欄の（1）及び（2）における経費の皆増又は皆減
II 森林・林業再生基盤づくり交付金 1 森林整備・林業等振興整備交付金 （1）森林整備の推進  （2）森林の多様な利用・緑化の推進	1 事業費 実施要綱に基づいて別表2に掲げる事業を行うのに要する経費 2 附帯事務費 （1）都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 （2）市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費  1 事業費 実施要綱に基づいて別表2に掲げる事業を行うのに要する経費 2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 3 附帯事務費	1 定額（4.5/10以内）  2 附帯事務費については、定額（1/2以内）  1 定額（4/10以内） ただし、別表3の事業種目の欄に掲げる事業については、それぞれ同表の交付率欄に掲げる率 2 1の規定に関わらず、特別区が当該森林の所在する市町村との交流協定により実施する場合は、定額（1/3以内） 3 附帯事業費については、定額（1/2以内） 4 附帯事務費については、定	区分の欄の1の（1）～（6）における経費の皆増又は皆減

	(1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費	額 (1/2以内)
	(2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	
(3) 優良種苗の確保	1 事業費 実施要綱に基づいて別表2のⅡに掲げる事業を行うのに要する経費	1 定額 (1/2以内)
	2 附帯事務費	2 附帯事務費については、定額 (1/2以内)
	(1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費	
	(2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	
(4) 望ましい林業構造の確立	1 事業費 実施要綱に基づいて別表2に掲げる事業を行うのに要する経費	1 定額 (1/2以内) ただし、別表3の事業種目の欄に掲げる事業については、それぞれ同表の交付率欄に掲げる率
	2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費	2 附帯事業費については、定額 (1/2以内)
	3 附帯事務費	3 附帯事務費については、定額 (1/2以内)
	(1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費	
	(2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	
(5) 特用林産の振興	1 事業費 実施要綱に基づいて別表2に掲げる事業を行うのに要する経費	1 定額 (1/2以内)
	2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費	2 附帯事業費については、定額 (1/2以内)
	3 附帯事務費	3 附帯事務費については、定額 (1/2以内)
	(1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行	

<p>(6) 木材利用及び木材産業体制の整備推進</p> <p>2 森林整備・林業等振興推進交付金</p> <p>(1) 山地防災情報の周知</p> <p>(2) 森林資源の保護</p> <p>(3) 林業担い手等の育成確保</p>	<p>うのに要する経費</p> <p>(2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>1 事業費 実施要綱に基づいて別表2に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>1 定額 (1/2以内) ただし、別表3の事業種目の欄に掲げる事業については、それぞれ同表の交付率欄に掲げる率</p> <p>2 附帯事業費については、定額 (1/2以内)</p> <p>3 附帯事務費については、定額 (1/2以内)</p> <p>定額 (1/2以内)</p>	
--	---	--	--

注： 実施要綱別表のⅡの1に定める市町村広域連携支援（以下「市町村広域連携支援」という。）の経費等については、区分のⅡの1に準ずる。



別表 2

I 次世代木材生産・供給システム構築事業

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位		
					A	B	
01伐倒・搬出	伐倒・搬出	不用木の除去（侵入竹を含む。） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部分を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう） 支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出集材及び積込 その他附帯施設整備		※具体名	箇所	ha	
	関連条件整備活動等	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		※具体名	箇所 箇所 路線	ha ha m 式	
02路網整備	林業専用道（規格相当）整備	作設	土工 路盤工 擁壁工 法面保護工 排水施設工 その他	※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名	路線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m m m m	
		補強	路体強化 法面強化 排水施設工 幅員拡張 その他	※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m m	
		調査設計 現場技術業務委託費 その他		※具体名		式 式	
		関連条件整備活動（林道専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha	
	森林作業道整備	作設	土工 擁壁工 排水施設工 その他	※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名	路線 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m m	
		補強	土工 擁壁工 排水施設工 その他	※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名	箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m	
その他			※具体名				
	関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha		





事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
			機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	m <sup>2</sup> —
	特用林産物加工流通施設	特用林産物加工・貯蔵施設 施設装置	選別機 包装機 乾燥機 スライサー ボイラー 殺菌装置 特用林産物加工用機器 自動昇降機 給水施設 冷蔵施設 作業用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 乾燥用建物 管理棟 帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 焼却炉 乾燥施設 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョイント 接着装置 切断機 竹割盤 結束機 竹粉製造機 成型施設 有機肥料生産施設 爆砕装置 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 台 式 式 式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 台 m <sup>2</sup> 台 台 台 台 式 式 基 式 台 台 台 台 台 台 台 台 式 式 式 式 —
		特用林産物集出荷・販売 施設装置	乾燥機 包装機 冷蔵施設 販売用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 管理棟 電算処理施設 展示販売用建物 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟	台 台 式 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 式 m <sup>2</sup> —
		特用林産物加工流通用機 械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m <sup>2</sup> —
	廃床等活用施設	廃床等活用施設装置	作業用建物 製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管倉庫 袋詰機 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 基 m <sup>2</sup> 基 —
		廃床等活用機械	フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m <sup>2</sup> —
	特用林産物獣害対策施設	特用林産物防護施設装置	防護柵 防護用爆音装置 その他	※具体名		m 式 —
09木材加工流通施 設整備	木材処理加工施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機			台 台 台 台

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
			チッパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー その他	※具体名	棟 棟 箇所 箇所	台 式 式 基 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 —
		集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
		合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 台 台 —
		プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 —
		チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チッパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 箇所 箇所	台 式 台 式 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
		木材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
		木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物		棟	基 式 ㎡

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
			製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟	㎡ ㎡ —
		丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台 —
		杭加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台 —
		木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 ㎡ —
		品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設(注1) モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ —
		新しい木材活用のための加工供給施設装置	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 式 式 台 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
		直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
	木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 棟 筒所 筒所 筒所 筒所 筒所 筒所	式 基 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
		木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ			台 台 台 台 台 台



事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
			熱供給配管 木材成分抽出利用施設 丸鋸盤 チップ吹上装置 原料貯蔵庫 乾燥機 選別機 接着装置 切断機 成型施設 サンダー 集じん装置 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場 その他	※具体名	棟	式 台式 ㎡ 台 台式 台式 台式 台式 台式 ㎡ ㎡ ㎡ -
			木質バイオマスエネルギー供給用機械		燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	棟
15木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー ペレットストーブ 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 管理棟 作業用建物 その他	※具体名	棟        棟 棟	㎡ 式 台 台式 台式 式 式 式 式 式 ㎡ ㎡ -

注1：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる発電施設本体を除く。

注2：市町村広域連携支援については、上記に準ずる。

注3：平成25年度までに実施した事業並びに平成25年度から繰り越された事業で平成26年度以降に実施されるもののうちラジコン式自走搬器に係る報告等に関する規定については、なお従前の例による。



別表3（森林整備・林業等振興整備交付金事業種目別交付率）

## I 次世代木材生産・供給システム構築事業

事業種目	交付率
1 伐倒・搬出 2 路網整備	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）

## II 森林・林業再生基盤づくり交付金

事業種目	交付率
1 林業機械システム整備 【森林整備型】 【素材生産型】	定額（10分の4.5以内） 定額（3分の1以内） ただし、林野庁長官が別に定める場合を除き、高性能林業機械におけるスイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ及びロングリーチグラップル並びに広域利用林業機械におけるスイングヤーダ及びロングリーチハーベスタについては定額（10分の4以内）
2 効率化施設整備	定額（2分の1以内）
3 活動拠点施設整備	定額（2分の1以内）
4 森林フィールド整備	定額（10分の4以内） ただし、森林学習歩道にあつては、定額（2分の1以内）
5 森林環境教育活動施設整備	定額（10分の4以内）
6 共同施設整備	定額（10分の4以内）
7 コンテナ苗生産基盤施設等整備	定額（2分の1以内）
8 特用林産物活用施設等整備	定額（2分の1以内）
9 木材加工流通施設整備	定額（2分の1以内）
10 森林バイオマス等活用施設整備	定額（2分の1以内）
11 木造公共施設整備	定額（2分の1以内） ただし、特にモデル性が高いものとして都道府県知事が認める施設を除き、木造公共施設、木製外構施設等については定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）
12 都市木造公共施設整備	定額（10分の3以内）
13 未利用間伐材等活用機材整備	定額（3分の1以内） ただし、林野庁長官が別に定める場合にあつては定額（2分の1以内）
14 木質バイオマス供給施設整備	定額（2分の1以内） ただし、林野庁長官が別に定める場合を除き、民間事業者が事業実施主体である施設並びに機械及びその附帯施設にあつては、定額（3分の1以内）
15 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額（2分の1以内） ただし、林野庁長官が別に定める場合を除き、民間事業者が事業実施主体である施設にあつては、定額（3分の1以内）

注：市町村広域連携支援については、上記に準ずる。

別記様式第1号-1 (第5関係)

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業交付申請書「第〇次」

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第5の規定に基づき、交付金 円(前回までの申請額 円)の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
- 5 都道府県の交付金交付に関する規定又は要綱
- 6 次回申請予定日

- (注) 1 「事業内容及び経費の配分」及び「収支予算」の記載は、様式I-1及びI-2によること。
- 2 「都道府県の交付金交付に関する規定又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。
- 3 第5第2項により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金(次世代木材生産・供給システム構築事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。
- 4 分割して交付申請をする場合は、「6 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回次を記載すること。

別記様式第1号-2 (第5関係)

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金交付申請書「第〇次」

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印  
(市町村長 氏 名 印)

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第5の規定に基づき、交付金 円(前回までの申請額 円)の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
- 5 都道府県又は市町村の交付金交付に関する規定又は要綱
- 6 次回申請予定日

(注) 1 「事業内容及び経費の配分」及び「収支予算」の記載は、様式Ⅱ-1及びⅡ-2によること。

2 「都道府県又は市町村の交付金交付に関する規定又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。

3 第5第2項により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金(森林・林業再生基盤づくり交付金)に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

4 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式Ⅱ-3を添付すること。

5 分割して交付申請をする場合は、「6 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回次を記載すること。

別記様式第2号-1 (第9関係)

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印  
(市 町 村 長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第9の規定に基づき、申請する。

記 (注2)

(注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式I-1及びI-2により二段書き(上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書)したものであること。

別記様式第2号-2（第9関係）

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印  
(市 町 村 長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記 (注2)

(注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式Ⅱ-1及びⅡ-2により二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。

別記様式第3号-1 (第12関係)

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、次世代林業再生基盤づくり交付金交付要綱第12の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記(別紙)のとおり報告する。

(注) 交付金遂行状況は、様式I-3によること。

別記様式第3号-2 (第12関係)

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金遂行状況報告書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印  
(市 町 村 長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第12の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記(別紙)のとおり報告する。

(注) 交付金遂行状況は、様式Ⅱ-4によること。

別記様式第4号-1 (第13第1項関係)

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、次世代林業再生基盤づくり交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として次世代林業基盤づくり交付金 円の交付を請求する。

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

- (注) 1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式I-4及びI-5によること。  
2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金(次世代木材生産・供給システム構築事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。



別記様式第4号-2 (第13第1項関係)

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印  
(市 町 村 長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として森林・林業再生基盤づくり交付金 円の交付を請求する。

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

- (注) 1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅱ-5及びⅡ-6によること。  
2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金(森林・林業再生基盤づくり交付金)に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

別記様式第5号-1 (第13第3項関係)

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書  
(次世代木材生産・供給システム構築事業)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付決定通知があった森林・林業再生基盤づくり交付金について、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の交付金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                                  | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額 (3-2)   | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金 (次世代木材生産・供給システム構築事業) に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金（次世代木材生産・供給システム構築事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」
- ・免税業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第5号-2 (第13第3項関係)

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書  
(森林・林業再生基盤づくり交付金)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印  
(市 町 村 長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け 林 第 号をもって交付決定通知があつた森林・林業再生基盤づくり交付金について、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の交付金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                                  | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額 (3-2)   | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金(森林・林業再生基盤づくり交付金)に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定す

る特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙「平成 年度次世代林業基盤づくり交付金（森林・林業再生基盤づくり交付金）に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」
- ・免税業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度		平成	年度	農林水産省所管補助金等名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業種類	事業の内容				工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目 (事業細目)	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分							
		交付金	都道府 県費	市 町 費	その他											
	計															
	計															
	合計															

- 注：1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第7号（第19関係）

平成 年度

農林水産省所管

〇〇 交付金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
交付金事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「交付金事業名」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。



## 別紙

平成 年度次世代林業基盤づくり交付金（次世代木材生産・供給システム構築事業・森林・林業再生基盤づくり交付金※）に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

（都道府県又は市町村名）

区 分	事業実施主体名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	国庫交付率	仕入れに係る消費税等相当額	消費税確定未確定	備 考
合 計									

※（）書きは、別表1の区分の欄に掲げるⅠの事業にあつては「次世代木材生産・供給システム構築事業」のみ、Ⅱの交付金に係る事業にあつては「森林・林業再生基盤づくり交付金」のみ記載すること。

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第13第2項及び第13第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

様式 I - 1

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業の内容及び経費の配分総括表

(単位：円)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備 考
			交 付 金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
伐倒・搬出							
路網整備							
合 計							

様式 I - 2

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業収支予算書

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			備 考
	交 付 金 (A)	都道府県 負 担 金 (B)	計 (A) + (B) = (C)	
森林整備・林業等振興整備交付金				
合 計				

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金		
合 計		



様式 I - 4

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業成績書

(単位：円)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要した経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備 考
			交 付 金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
伐倒・搬出							
路網整備							
合 計							

様式 I - 4 の付

次世代木材生産・供給システム構築事業 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設区分	実施市町村名	事業実施主体	事業内容	数値	呼称 単位	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				工 期		備 考	
								交付金 (A) 円	都道府県 負 担 金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日		
伐倒・搬出	伐倒・搬出														
	伐倒・搬出計														
	関連条件整備活動(具体名)														
	関連条件整備活動計														
伐倒・搬出計															
路網整備	林道専用道(規格相当)整備														
	林道専用道(規格相当)整備計														
	関連条件整備活動(具体名)														
	関連条件整備活動計														
	林道専用道(規格相当)計														
	森林作業道整備														
	森林作業道整備計														
	関連条件整備活動(具体名)														
	関連条件整備活動計														
	森林作業道計														
路網整備計															
合 計															

注：1 「工期」欄は、別表2に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。

2 備考欄には、消費税仕入れ控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、併せて消費税仕入れ控除税額集計表を添付すること。

様式 I - 5

平成 年度次世代木材生産・供給システム構築事業収支精算書

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			精 算 額 (D)	差引増 △減額 (D)-(C)	備 考
	交 付 金 (A)	都道府県 負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)			
森林整備・林業等振興整備交付金						
合 計						

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引増 △減額 (B)-(A)	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金				
合 計				

注：1 間接補助金がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載する。

2 国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3) 交付金精算書

(単位：円)

区 分	予 算 額 (A)	精算事業費 総額 (B)	交付率 % (B)-(A)	既 受 領 交付金総額 (D)	差引交付金 未受領 (返還)額 (C)-(D)	備 考
伐倒・搬出						
路網整備						
合 計						

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金の内容及び経費の配分総括表

(単位：円)

区 分	交付率	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備 考
				交 付 金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
事業費								
森林整備・林業等振興整備交付金								
総事業費								
森林整備・林業等振興推進交付金								
合 計								
うち 地域提案分	森林整備・林業等振興整備交付金							
	森林整備・林業等振興推進交付金							

(注) 1 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。  
 2 実施要綱別表メニュー欄の附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。  
 3 市町村広域連携支援による経費については、別様とする。



様式Ⅱ－２

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金収支予算書

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			備 考
	交 付 金 (A)	都道府県 負 担 金 (B)	計 (A) + (B) = (C)	
森林整備・林業等振興整備交付金				
森林整備・林業等振興推進交付金				
合 計				

注：１ 市町村広域連携支援による経費については、別様とする。

：２ 市町村広域連携支援により市町村が交付申請をする場合は、表中の都道府県を市町村とする。

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金		
森林整備・林業等振興推進交付金		
合 計		

注：市町村広域連携支援による経費については、別様とする。

## 様式第Ⅱ－3

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

- 1 交付金名
- 2 事業実施主体
- 3 担保施設の概要
  - (1)名称(施設名)
  - (2)所在地
  - (3)構造・規模等
  - (4)総事業費と負担区分
- 4 借入れの概要
  - (1)借入先
  - (2)制度融資名
  - (3)資金区分
  - (4)借入額
  - (5)償還期間
  - (6)債務保証
- 5 その他参考となる事項
  - (1)事業計画書(実施要綱第3の2の事業計画の担保対象施設)
  - (2)償還予定表
  - (3)利用する制度融資のパンフレット 等

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金遂行状況報告書

平成 年9月30日現在

区 分	計 画		遂行状況			支出済額 円	概算払受領済額 円	備 考
	事業費 円	交付額 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 %			
金 森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興 整 備 交 付	森林整備の推進							
	森林の多様な利用・緑化の推進							
	優良種苗の確保							
	望ましい林業構造の確立							
	特用林産の振興							
	木材利用及び木材産業体制の整備推進							
	小 計							
振 興 推 進 交 付 金 等	山地防災情報の周知							
	森林資源の保護							
	林業担い手等の育成確保							
	小 計							
合 計								

注：市町村広域連携支援による経費については、別様とする。

区分	交付率	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要した経費 (A)+(B)	経費内訳				備考
				交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
事業費								
森林整備・林業等振興整備交付金								
総事業費								
興推進整備交付金・林業等振								
合計								
うち 地域提案分	森林整備・林業等振興整備交付金							
	森林整備・林業等振興推進交付金							

(注) 1 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。  
 2 実施要綱別表メニュー欄の附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。  
 3 市町村広域連携支援による経費については、別様とする。

様式Ⅱ-5の付

森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

区 分	市町村名	事業実施主体	施行箇所名	メニュー	事業種目	工種又は施設区分 ①～④	構造規格、規模又は事業量		事業費 (A)+(B)+(C)+(D) 円	経 費 内 訳				工 期		備 考	
							数値	呼称 単位		交付金 (A) 円	都道府県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日		
森林整備の推進																	
					事業種目計												
					メニュー計												
計																	
森林の多様な利用・緑化の推進																	
					事業種目計												
					メニュー計												
計																	
優良種苗の確保																	
					事業種目計												
					メニュー計												
計																	
望ましい林業構造の確立																	
					事業種目計												
					メニュー計												
計																	
特用林産の振興																	
					事業種目計												
					メニュー計												
計																	
木材利用及び木材産業体制の整備推進																	
					事業種目計												
					メニュー計												
計																	
合 計																	

注：1 「工種又は施設区分」の欄は、別表2に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。

2 「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、別表2に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、1件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。

3 「工期」の欄は、別表2に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。

4 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかでない場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

5 市町村広域連携支援による経費については、別様とする。

様式Ⅱ－6

平成 年度森林・林業再生基盤づくり交付金収支精算書

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額			精 算 額 (D)	差引増 △減額 (D)-(C)	備 考
	交 付 金 (A)	都道府県 負 担 金 (B)	計 (A)+(B)=(C)			
森林整備・林業等振興整備交付金						
森林整備・林業等振興推進交付金						
合 計						

注：1 市町村広域連携支援による経費については、別様とする。

：2 市町村広域連携支援により市町村が実績報告をする場合は、表中の都道府県を市町村とする。

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引増 △減額 (B)-(A)	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金				
森林整備・林業等振興推進交付金				
合 計				

注：1 市町村広域連携支援による経費については、別様とする。

：2 間接補助金がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載する。

：3 国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

## (3) 交付金精算書

(単位:円)

区 分		交付率	交 付 金	精算事業費総額	交付率	精算交付金額	既 受 額	差引交付金	備 考
			交付決定額						
森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興 整 備 交 付 金	事 業 費	森林整備の推進							
		森林の多様な利用・緑化の推進							
		優良種苗の確保							
		望ましい林業構造の確立							
		特用林産の振興							
		木材利用及び木材産業体制の整備推進							
		小 計							
	附 帯 事 務 費	森林整備の推進							
		森林の多様な利用・緑化の推進							
		優良種苗の確保							
		望ましい林業構造の確立							
		特用林産の振興							
		木材利用及び木材産業体制の整備推進							
		小 計							
	総 事 業 費	森林整備の推進							
		森林の多様な利用・緑化の推進							
		優良種苗の確保							
		望ましい林業構造の確立							
		特用林産の振興							
		木材利用及び木材産業体制の整備推進							
		計							
推 進 交 付 金	森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興	山地防災情報の周知							
		森林資源の保護							
		林業担い手等の育成確保							
		計							
合 計									
う ち 地 域 提 案 分	森林整備・林業等振興整備交付金								
	森林整備・林業等振興推進交付金								

- (注) 1 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。  
2 実施要綱別表メニュー欄の附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。  
3 市町村広域連携支援による経費については、別様とする。